

# 求償権住民訴訟の判決について

[資料\_(2)報告\_①]

令和2年7月21日

- 1 判決期日 令和2年7月14日(火) 15:00～(於 最高裁判所 第三小法廷)
- 2 当事者 上告人(一審原告): 特定非営利活動法人おおいた市民オンブズマン  
: 教員採用不正の真相を追究する秦聖一郎さん支援の会  
: 永井敬三、永井佳子(一審原告共同訴訟参加人)  
被上告人(一審被告): 大分県知事
- 3 提 訴 平成25年4月17日 大分地方裁判所
- 4 請求の趣旨 (1) 県が支払った賠償金9045万円のうち、8597万512円について、対象者を特定した上で求償権を行使せよ。  
(2) 知事は、  
[ ( ) ] に、それぞれ8597万512円の支払を請求せよ。
- 5 一審判決 平成27年3月16日 大分地方裁判所  
県一部敗訴 (1)については却下  
(2)のうち、  
(2)のうち残り4名については次のとおり  
\_\_\_\_\_ に対し、24万1352円及び遅延損害金(年5分)の支払を請求せよ  
\_\_\_\_\_ に対し、5万5313円及び遅延損害金(年5分)の支払を請求せよ  
\_\_\_\_\_ に対し、2645万297円及び遅延損害金(年5分)の支払を請求せよ
- 6 二審判決 平成27年10月22日 福岡高等裁判所  
県勝訴 ① 原判決中、一審被告(県知事)の敗訴部分を取り消す。  
② 上記部分につき、一審原告らの請求をいずれも棄却する。
- 7 最高裁決定 平成29年9月15日  
破棄差戻し 1 原判決中、次の部分に関する部分を破棄する。  
(1) 上告人らの請求のうち、被上告人に対して  
及び  
に対する求償権に基づく金員の支払を請求することを求める部分  
(2) 上告人永井敬三及び同永井佳子の請求のうち、被上告人が  
及び  
に対する求償権の行使を怠る事実の違法確認を求める部分並びに  
被上告人に対して同求償権に基づく金員の支払を請求することを求める部分  
2 前項の破棄部分につき、本件を福岡高等裁判所に差し戻す。
- 8 二審判決(差戻後) 平成30年9月28日  
県一部敗訴 1 被控訴人の控訴に基づき、原判決主文・・・を次のとおり変更する。  
(1) \_\_\_\_\_ に対し、1万6352円及び遅延損害金(年5分)の支払を請求せよ  
(2) \_\_\_\_\_ に対し、955万7717円及び遅延損害金(年5分)の支払を請求せよ。  
(3) 控訴人らのその余の請求をいずれも棄却する。  
2 控訴人らの控訴を棄却する。
- 9 判決内容

(主文)

- 1 原判決中、被上告人に対して  
に対する求償権に基づく金員の支払を請求することを求める請求に関する部分を次のとおり変更する。  
(1) 上告人らの控訴に基づき、第1審判決主文第6項及び第7項を次のとおり変更する。  
被上告人は、  
\_\_\_\_\_ に対し、2682万4743円及びこれに対する平成25年4月17日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。  
上告人らのその余の請求を棄却する。  
(2) 被上告人の控訴を棄却する。
- 2 被上告人に対して  
、  
及び  
に対する求償権に基づく金員の支払を請求することを求める請求に関する上告人らの上告を却下する。
- 3 上告人永井敬三及び同永井佳子のその余の上告を棄却する。
- 4 訴訟の総費用は、これを9分し、その8を上告人らの負担とし、その余を被上告人の負担とする。

(理由)

・国又は公共団体の公権力の行使に当たる複数の公務員が、その職務を行うについて、共同して故意によって違法に他人に加えた損害につき、国又は公共団体がこれを賠償した場合には、当該公務員らは、国又は公共団体に対し、連帯して国家賠償法1条2項による求償債務を負うものと解すべきである。なぜならば、上記の場合には、当該公務員らは、国又は公共団体に対する関係においても一体をなすものというべきである。